オガサワラトンボに関する保護増殖事業計画

第一　事業の目標

本事業は、オガサワラトンボ（以下「本種」という。）の生息状況等の把握及びモニタリングを行い、本種の生息に必要な環境の維持及び改善を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続できるようにすることを目標とする。

第二　事業の区域

東京都小笠原諸島における本種の生息地（かつて生息地であった地域を含む。）

第三　事業の内容

一　生息状況等の把握

㈠　生息状況等の調査及びモニタリング

㈡　生息環境の調査及びモニタリング

㈢　個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握及びその影響のモニタリング

二　生息地における生息環境の維持及び改善

㈠　外来種等による影響の軽減

㈡　繁殖環境の確保

㈢　生息地等の巡視

三　生息地における密猟等の防止

四　普及啓発の推進

五　効果的な事業の推進のための連携の確保

**○文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第五号**

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、ハナダカトンボに関する保護増殖事業計画を変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

本保護増殖事業計画は、文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年四月二十一日

文部科学大臣　下村　博文
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

ハナダカトンボに関する保護増殖事業計画

第一　事業の目標

本事業は、ハナダカトンボ（以下「本種」という。）の生息状況等の把握及びモニタリングを行い、本種の生息に必要な環境の維持及び改善を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続できるようにすることを目標とする。

第二　事業の区域

東京都小笠原諸島における本種の生息地（かつて生息地であった地域を含む。）

第三　事業の内容

一　生息状況等の把握

㈠　生息状況等の調査及びモニタリング

㈡　生息環境の調査及びモニタリング

㈢　個体群の維持に影響を及ぼす要因の把握及びその影響のモニタリング

二　生息地における生息環境の維持及び改善

㈠　外来種等による影響の軽減

㈡　生息地等の巡視

三　生息地における密猟等の防止

四　普及啓発の推進

五　効果的な事業の推進のための連携の確保

**○文部科学省、農林水産省、環境省告示第一号**

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、アマミノクロウサギに関する保護増殖事業計画を変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

本保護増殖事業計画は、文部科学省、農林水産省及び環境省に備え付けて供覧する。

平成二十七年四月二十一日

文部科学大臣　下村　博文
農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　望月　義夫

アマミノクロウサギに関する保護増殖事業計画

第一　事業の目標

本事業は、アマミノクロウサギ（以下「本種」という。）の生息状況等の把握等を行い、本種の生息に必要な環境の維持及び改善並びに本種の生息を圧迫する要因の軽減及び除去を図るとともに、必要に応じて飼育下における繁殖個体の野生復帰を含めた野外個体群の回復等を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続できるようにすることを目標とする。

第二　事業の区域

鹿児島県奄美大島及び徳之島における本種の分布域（かつて分布域であった地域を含む。）並びに第三の三により飼育下における繁殖を行う区域

第三　事業の内容

一　生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積

㈠　生息状況の調査及びモニタリング

㈡　生物学的特性の把握

㈢　生息環境のモニタリング

㈣　生息に適する環境要因及び生息を圧迫するおそれのある環境要因等の把握

二　生息地における生息環境の維持及び改善

㈠　外来種等の分布状況等の把握及び対策

㈡　生息地の維持及び改善

三　飼育下における繁殖等

四　事業を効果的に推進するための方策

㈠　普及啓発の推進

㈡　傷病個体の救護

㈢　生息地における監視等

㈣　事業活動等における配慮

㈤　効果的な事業の推進のための連携の確保